

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町東河地域 (東河地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月11日 (第10回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、現在法人・個人の認定農業者(法人2事業所・個人5者)によって全体の55%を耕作している。しかし、農業者の高齢化及び離農者は増加の傾向にあり、担い手の育成と農地の集積・集約化による規模の拡大と効率化について地域で話し合い進めていかなければならない。

また、小規模ではあるが農業に関心のある若者(後継者等)の新規参入と育成を目指し、地域全体で農地の維持・管理をするモデル地区を作り上げる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は水稻を中心とした農業経営ではあるが、食の安全・安心の観点から「コウノトリを育む米」等の作付面積を増やし、農業所得向上を目指す。

朝来市の特産である岩津ねぎ・黒大豆・ピーマン(ハバネロ含む)等の作付を増やし、安定した経営環境を構築する。

また、遊休農地の活用法として「朝倉さんしょ」等を作付けし、収穫作業等を地域内住民行うことで雇用にも貢献出来ると考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	187.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161.42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象農地、現在土地利用している農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進員・担い手会議・自治協議会(区長会等)で継続的に話し合いを実施し、遊休農地の解消を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の必要性・重要性を農地所有者(地主)に説明し理解を求めること。農地の「使用権設定」は全て農地中間管理機構を通じ実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大規模化・給水のパイプライン化等は、将来に向けた持続可能な農業には必要不可欠な事業であり、少人数で高い農作業効率を求めるためには農業機械の大型化及びスマート化について、再基盤整備事業は大いに期待出来るものである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治協議会(区長会等)を通じ、地域全体の各集落の「農事部長会議」を定期的に開催し、意見・課題等について共通認識を持ち、解決する機会を作る。 意欲のある若手農業者及び新規就農者に対する支援についても、担い手会議を開催し地域全体に協力をお願いする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法人・個人の認定農業者(法人2事業所・個人5者)及び他地域の法人1事業所で、ほぼすべての農地を維持・管理をしているので、今後もこの体制を維持する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②コウノトリを育む米の作付を増やす。また野菜・果樹についても減農薬・有機栽培に重点を置く。

③高齢化及び農業人口の減少に対応するためには、スマート農業に有る程度依存しなければ出来なくなってきた。女性或いは新人でも使いこなせる農業機械の導入を検討する。

④長期的には、安定した収入を確保するため輸出に適した品種の栽培も必要と考える。

⑦中山間事業・多面的事業等を活用して、地域全体(全員)で農地及び環境を維持する。

⑧ハウス栽培にも力を入れ、天候に左右されにくい安定した農業収入を得るようにする。